

三重県からのお知らせ

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する 条例の改正について

県では、平成21年4月に施行した三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例について、これまでに明らかになった課題等に対応するため、同条例を本年3月に改正しました。

改正条例の施行日は、令和2年10月1日となります。

【条例改正の概要】

(1) 産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し

三重県産業廃棄物処理指導要綱で定めている産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続について、手続等を見直し、以下のとおり条例に定めました。

①合意形成手続（改正条例第20条～第25条）

事業計画者に「事業計画書の公告・縦覧」、「説明会の開催」、「関係住民等からの意見に対する見解書の作成及び公告・縦覧」など、関係住民等との合意形成を図るための一連の手続の実施を義務付けました。

②合意形成手続終了の報告（改正条例第26条）

事業計画者は、合意形成手続の実施により関係住民等との合意形成が図られたと判断したときは手続の終了報告を県に提出することとしました。

③手続終了等の通知（改正条例第28条）

県は、手続の終了報告を受けた後、所定の手続が適切に実施されているか、関係住民等の意見に十分配慮された事業計画となっているかを確認したうえで合意形成の成否を判断します。

④許可の取扱い、勧告及び公表（改正条例第31条、第32条）

事業計画者が合意形成手続を行わなかった場合は、その事実を廃棄物処理法に基づく許可申請に対する許可・不許可の判断要素にします。また、事業計画者が合意形成手続を行わない場合は県が勧告するとともに、勧告に従わない場合には事業計画者の氏名等を公表します。

(2) 優良認定処理業者への産業廃棄物の処分の委託時における規制の合理化（改正条例第9条）

産業廃棄物を県内に搬入する場合の届出義務について、処分の委託先が優良認定処理業者（優良認定取得後、次の許可更新までの間、特定不利益処分を受けた者を除く）である場合は、届出が必要となる産業廃棄物の数量を「200 t 以上かつ200 m³以上」から「1,000 t 以上かつ1,000 m³以上」に引き上げました。

(3) 建設系廃棄物の適正処理に係る元請業者の責務等の追加（改正条例第13条、第14条）

解体工事の元請業者に対して、工事に伴い生じる産業廃棄物の処理内容や処理結果を発注者に書面で説明することを義務付けました。また、解体工事の発注者は、工事に伴い生じた産業廃棄物の処理結果を確認するよう努めるとともに、適正に処理されていないことを知った場合には元請業者に対し必要な措置の実施を請求し、その旨を県へ通報するよう努めることとしました。

なお、元請業者が発注者に説明を行わなかった場合は県が勧告するとともに、勧告に従わない場合には当該元請業者の氏名等を公表します。

(4) 土地所有者等への指導規定の追加（改正条例第18条）

不法投棄の拡大や悪化が懸念される場合には、県が土地所有者等に対して必要な措置（立入禁止看板や侵入防止柵の設置など）を講ずるよう指導できる規定を設けました。

三重県からのお知らせ

PCBを含む廃電気機器等の適正な取扱いについて

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物については、確実かつ適正な処分等を推進するために「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が平成13年6月に制定、平成28年5月に改正され、PCB廃棄物を保管している事業者は、PCB廃棄物の適正保管、処分期間内の適正処分及び保管状況等の届出などが義務付けられています。

特に、PCBを含む安定器は処分期間が令和3年3月末日までとなっており、期限が迫っていることから、安定器等のPCBの有無の確認に伴い廃安定器が多く発生する懸念があります。

つきましては、以下にご留意いただき、適正な処理にご協力いただきますようお願いいたします。

・PCBを含む廃電気機器等やPCBの混入が確認された廃電気機器等（廃電気機器等に封入された絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kgを超えるもの）については、PCB廃棄物に係る処分業の許可または国の認定を受けた業者でなければ処理することができません。

・取り扱おうとする廃電気機器等にPCBが含まれる可能性がある場合は、これらのものを有価物または通常の産業廃棄物として取り扱うことができないため、取引しようとする排出事業者に対し、当該廃電気機器等についての経歴やPCBの分析結果等の情報を求め、PCB廃棄物でないことを確認してください。

三重県内のPCB廃棄物の処分期限

廃棄物の種類		処理施設	処分期限
高濃度PCB廃棄物	照明器具の安定器、ウエス等の汚染物	中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州PCB処理事業所	令和3年3月31日まで
	変圧器（トランス）、コンデンサー等	中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所	令和4年3月31日まで
低濃度PCB廃棄物	処分施設毎の認定、又は許可内容による	無害化処理認定施設又は都道府県知事等の許可施設	令和9年3月31日まで

産業廃棄物処理実績報告書の提出について

三重県の許可を有する（特別管理）産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）は、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」の規定に基づき、令和2年6月30日までに、令和元年度分の三重県内（三重県への搬入、三重県からの搬出を含む）における産業廃棄物の処理状況を県に報告いただく必要があります。

なお、電子マニフェストを利用した処理実績についても、本報告の対象となりますので、報告漏れのないようご留意下さい。

1. 提出部数 1部
2. 提出期限 令和2年6月30日（火）
3. 提出先 県内の処理業者については、各地域事務所等環境室
県外の処理業者については、三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課
（県外の処理業者でも各地域事務所等で許可を受けている場合は、当該地域事務所等環境室が提出先となります。）
4. 提出方法 郵送、又は持参してください。（実績がない場合はFAX可）
※令和元年度に処理実績のない場合は、報告書表紙の「実績の有無」の「無」に○印を付けて表紙のみをお送りください。

問い合わせ先

三重県 環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課 廃棄物規制・審査班
TEL：059-224-2475 FAX：059-222-8136